

改正後

第一 特定建築物にあつては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第三において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあつては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ（略）

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二・三（略）

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を

一 以上設けること。

イ・ロ（略）

ハ イに掲げる便所の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五（略）

第三 特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物（第二各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、車椅子使用者が到達することができる車

改正前

第一 特定建築物にあつては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあつては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ（略）

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二・三（略）

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を

一 以上設けること。

イ・ロ（略）

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五（略）

（新設）

椅子使用者用便房を設けること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3 この告示の施行の日前にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であつて、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。